岸和田市告示第 344 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市財務部納税課にて保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 11 月 17 日

岸和田市長　　佐野　英利

記

1　公示送達をする書類の名称

[redacted]

2　送達を受けるべき者

立川　学
加減　瑞希
中川　正
門林　浩幸
東野　貴之
古川　由紀
中山　強
藤江　浩二
中尾　房江
株式会社大阪屋